

USPTO、海外からの商標出願に対して「米国弁護士に代理されなければならない」 との要件を追加

2019年7月3日
JETRO NY 知的財産部
柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は7月2日付官報¹で、連邦規則を改正し、法的永住権または主要な事業所を米国外に有する商標出願人、商標権者または商標レビュー
手続の当事者が USPTO に対して行う全ての商標手続は、「米国弁護士の資格を有する者に代理されなければならない」との要件を追加した。本規則は8月3日から適用される。

USPTO は、プレスリリース²において、本改正は、海外からの不適切な商標出願の増加に対応するためのものであり、改正によってUSPTOへの商標出願の正確性が向上する旨述べている。

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-07-02/pdf/2019-14087.pdf>

² https://www.uspto.gov/trademark/laws-regulations/trademark-rule-requires-foreign-applicants-and-registrants-have-us?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=#Foreign-domiciled%20applicants